

## 2 栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称  
宇都宮市平出工業団地6番地7  
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号  
内共第3号及び内共第23号
- 3 遊漁規則施行の日  
平成26年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

**第1条** この規則は、栃木県鬼怒川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（内共第3号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いなな、わかさぎ、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ、かじか及びブラウントラウトを、内共第23号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、わかさぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

**第2条** 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

**第3条** 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣、投網、四手網、たも網、手網、やす突（特殊やす突を除く。）、筥（網使用のどじょう筥を除く。）又は板荷押以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁具及び漁法	規 模
網漁具	網目こま9ミリメートルを超えるもの
四手網	間口2メートル未満のもの
たも網	円形のものであって口径60センチメートル未満のもの
手網	方形又は三角形のものであって長辺の長さ1メートル未満のもの
やす突	船利用特殊やす突以外のもの
あゆ友釣	はりすの長さがおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの
筥	簀目こま5ミリメートルを超えるもの 筥に使用又は施設する袖又は通堤類が各1メートル未満のもの

3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域において、1人につき、同表の右欄に定める制限の範囲内でなければならない。

漁具及び漁法	区 域	制 限
竿釣及び手釣	赤川ダム特別漁場	1組
	東古屋湖特別漁場	計2組以内
	上記以外の漁場	計3組以内
四手網	赤川ダム特別漁場及び東古屋湖特別漁場以外の漁場	1組

注 赤川ダム特別漁場とは、宇都宮市福岡町字細野地先赤川ダムから上流の赤川の区域を、東古屋湖特別漁場とは、塩谷郡塩谷町大字上寺島地先西荒川ダムから上流東古屋橋上流端に至る西荒川の区域をいう。

4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これを用いてはならない。

漁具及び漁法	区 域	禁 止 期 間
投網	塩谷町新荒川橋から上流の荒川、東荒川、西荒川（西荒川ダム湛水区域通称東古屋湖を含む。）及びその支流並びに宇都宮市福岡町字細野地先赤川ダムから上流の赤川	1月1日から12月31日まで
	塩谷町新荒川橋から下流の荒川	4月1日から組合が定めて公示する各河川別投網解禁日まで
	上記以外の漁場	5月1日から5月31日まで
掛釣及び疑似おとり釣	全ての区域	1月1日から12月31日まで
やす突	全ての区域	12月1日から翌年2月末日まで

5 遊漁者は、遊漁をする場合に、次の行為をしてはならない。

- (1) あゆの餌釣漁法
- (2) あゆを採捕しようとする場合において、撒き餌（寄せ餌）等餌を使用すること
- (3) あゆを採捕しようとする場合において、船等を使用すること
- (4) あゆを採捕しようとする場合において、竿の長さの1.5倍を超える道糸を使用すること
- (5) 原動機付船等を使用すること
- (6) 投網を使用する場合において、船を使用すること
- (7) 組合設備又は組合の指定を受けていない船等を使用すること（赤川ダム特別漁場及び東古屋湖特別漁場に限る。）
- (8) 東古屋湖及び赤川ダム特別漁場において竿釣又は手釣以外の漁具及び漁法を用いること（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する河川別あゆ解禁日から翌年2月末日まで
さくらます・やまめ、いわな及びブラウントラウト	組合が定めて公示する溪流魚解禁日から9月19日まで
かじか	5月1日から11月30日まで

（禁止区域等）

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
東古屋湖（塩谷郡塩谷町大字上寺島710番地西荒川ダム中心線から上流東古屋橋上流端に至る西荒川の区域）	1月1日から組合が定めて公示する解禁日前日まで
塩谷郡塩谷町大字上寺島字東古屋地先東古屋橋上流端から上流の西荒川	9月20日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで
塩谷郡塩谷町大字上寺島710番地西荒川ダム中心線から下流300メートルまでの西荒川	1月1日から12月31日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

（全長制限）

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に定める全長以下のものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いわな、にじます及びブラウントラウト	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

	種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊漁料	附加料
年 間 券	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、 やす突及び板荷押	特別漁場及び 特設釣場を除 く区域	1年	13,200円	1,600円
	普通釣券	あゆ以外の 魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、 やす突及び板荷押	同上	1年	6,500円	1,600円
	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、 やす突及び板荷押	同上	1年	4,600円	1,600円
	2等遊漁券	全魚種	投網、四手網、た も網、手網、やす 突、徒手、手釣、 竿釣、板荷押及び 釜	同上	1年	20,900円	1,600円
	学生全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網及 びやす突	同上	1年	4,400円	1,600円
	学生普通釣券	あゆ以外の 魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網及 びやす突	同上	1年	1,100円	—
日 釣 券	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、 やす突及び板荷押	同上	1日	2,700円	1,600円
	普通釣券	あゆ以外の 魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、 やす突及び板荷押	同上	1日	1,500円	1,000円
	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、 やす突及び板荷押	同上	1日	800円	—
	団体雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、 やす突及び板荷押	同上	1日	700円	—
	2等遊漁券	全魚種	投網、四手網、た も網、手網、やす 突、徒手、手釣、 竿釣、板荷押及び 釜	同上	1日	8,800円	1,600円
	学生全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網及 びやす突	同上	1日	1,100円	600円
	東 古 屋	全魚種日釣券 (A)	全魚種	手釣及び竿釣	東古屋湖特別 漁場	解禁日及 び翌日	4,300円
全魚種日釣券 (B)		全魚種	手釣及び竿釣	同上	解禁日の 翌々日から12月 31日まで	3,300円	1,200円
全魚種午後券		全魚種	手釣及び竿釣	同上	同上	2,800円	1,200円

湖 特 別 漁 場 券	全魚種回数券（ 10枚綴り）	全魚種	手釣及び竿釣	同上	同上	26,400円	1,200円
	ふな日釣券	ふな	手釣及び竿釣	同上	同上	2,000円	1,200円
	ふな回数券 （10枚綴り）	ふな	手釣及び竿釣	同上	同上	16,000円	1,200円
	学生日釣券 （A）	全魚種	手釣及び竿釣	同上	解禁日及 び翌日	2,200円	1,200円
	学生日釣券 （B）	全魚種	手釣及び竿釣	同上	解禁日の 翌々日から 12月 31日まで	2,000円	1,200円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、いわな、ブラントラウト及びかじかを除いた魚種をいう。

2 学生全魚種釣券及び学生普通釣券については、高等学校の生徒、学生日釣券（A）及び学生日釣券（B）については中学校及び高等学校の生徒に限り利用できるものとする。

3 団体雑魚釣券は、10人以上の団体に限り利用できるものとする。

4 遊漁券の有効期間は、年間券にあつては1月1日から12月31日までとし、日釣券及び午後券にあつては当日限りとする。

5 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料（中学校生徒にあつては、年間券及び日釣券に限る。）。ただし、東古屋湖特別漁場における小学校児童は1日1,100円（消費税額を含む）とする。
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額
女性	前項に規定する遊漁料から500円を減じた額（東古屋湖特別漁場における全魚種券及びふな釣券に限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、にじます、さくらます・やまめ、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権設定区域において遊漁しようとする者は、第1項から第3項までの規定による遊漁料のほか、別に定める遊漁料をあらかじめ組合に納付し、その承認を得なければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

**第8条** 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

（遊漁に際し守るべき事項）

**第9条** 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条第2項の規定により組合が定めた区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出（第7条に規定する午後券を利用する場合にあつては、午後0時）から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場監視員）

**第10条** 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示を遊漁者に対し行う者として、漁場監視員を指名することができる。

2 漁場監視員は、別に定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を身につけるものとする。